平成２４年（フ）第６０５４号
神奈川県相模原市南区東林間８丁目９―14
破産者　戸張　正雄
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６０５５号
埼玉県比企郡川島町大字安塚37番地３
破産者　株式会社サーフェイスライト
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６０５６号
埼玉県川越市新富町１―18―７　ＲＪＫＡＷＡＧＯＥ５―Ａ、住民票上の住所埼玉県川越市西小仙波町２丁目25―12
破産者　間坂　信彦
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６２００号
東京都港区海岸３丁目28番１号
破産者　マックスエンタープライズ株式会社
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６２０１号
神奈川県横浜市緑区東本郷５丁目41―16
破産者　松下　右京
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６２１６号
東京都東村山市青葉町３丁目43番地20
破産者　有限会社サンシンセールス
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６２１７号
東京都東村山市青葉町３丁目43―20
破産者　多田　久則
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６２５１号
東京都港区新橋５丁目12―７　富永ビル、登記簿上の本店所在地東京都足立区千住桜木２丁目17番１―103号
破産者　有限会社伝宏社
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６２５２号
東京都足立区千住桜木１丁目16―３
破産者　渡邉　孝氏
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６２５３号
東京都清瀬市中清戸２丁目794―202
破産者　渡邉　教明
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６２５６号
東京都練馬区大泉町４丁目38番13号
破産者　株式会社グッドオフィス
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６２５７号
埼玉県入間市上小谷田１丁目３―１―203
破産者　亀井　久史
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６２６１号
東京都新宿区西落合３丁目８番５号
破産者　有限会社進学ガイダンス社
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６２６２号
群馬県館林市花山町６―９―201
破産者　千葉　　建
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６２６９号
東京都大田区蒲田５丁目33番５号
破産者　有限会社サイエンスラボ
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６２７０号
東京都大田区東矢口３丁目15―17
破産者　小向　定夫
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６２８４号
東京都墨田区両国２丁目13番８号
破産者　株式会社信栄商事
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６２８６号
東京都墨田区両国４丁目32―16―1103
破産者　加藤　文子
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６３０４号
東京都台東区入谷２丁目９番１号、商業登記簿上の本店所在地東京都台東区松が谷４丁目13番９号
破産者　株式会社サンライズ
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６３２５号
東京都墨田区業平３丁目３番２号
破産者　有限会社ピッティ
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６３２６号
東京都足立区古千谷本町４丁目２―11
破産者　藤巻　弘八
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６３９５号
東京都渋谷区神宮前２丁目19―３―101
破産者　田中　陽子
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部